

摂津市議会

# 総務建設常任委員会記録

令和3年6月14日

摂津市議会

# 目 次

総務建設常任委員会

6月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第38号所管分の審査-----	2
質疑（塚本崇議員、松本暁彦委員、安藤薫委員、藤浦雅彦委員、南野直司委員）	
議案第41号の審査-----	8
質疑（塚本崇議員、松本暁彦委員、安藤薫委員）	
議案第40号所管分の審査-----	10
議案第43号の審査-----	10
質疑（塚本崇議員、松本暁彦委員、安藤薫委員、藤浦雅彦委員）	
採決-----	15
閉会の宣告-----	15

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和3年6月14日（月）午前 9時58分 開会  
午前11時 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長	野口 博	副委員長	南野直司	委員	藤浦雅彦
委員	安藤 薫	委員	塚本 崇	委員	三好義治
委員	松本暁彦				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆  
市長公室長兼同室次長 大橋 徹之 人事課長 浅尾耕一郎  
総務部長 山口 猛 総務部参事兼情報政策課長 榎納 縁  
総務課長 川本勝也 資産活用課長 溝口哲也 財政課長 森川 護  
建設部長 武井義孝  
都市計画課参事 岡田裕昭 水みどり課長 宮城陽一  
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 池上 彰  
同局次長 菰原知宏

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

### 1. 審査案件（審査順）

議案第38号 令和3年度摂津市一般会計補正予算（第6号）所管分  
議案第41号 職員等のサービスの宣誓に関する条例及び摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第40号 摂津市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第3条（摂津市手数料条例の一部改正）以外に関する部分）  
議案第43号 摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○野口博委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

最初に、理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、総務建設常任委員会をおもちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の案件は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会署名委員は藤浦委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前9時58分 休憩)

(午前9時59分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第38号の所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 議案第38号につきまして、所管部のうちから15ページ、近畿市町村災害復旧相互支援機構とありますけれども、改めてその支援機構の設立の経緯と意義についてご説明をお願いいたします。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、塚本委員のご質問にお答えいたします。

近年、全国各地で水害や土砂災害が頻発、激甚化し、公共土木施設の被害が多発しており、災害時には被災した施設の早急な復旧が必要である一方、全国的にどの自治体も技術系職員が不足しており、また、被災経験のない自治体においては、災害復旧事業の経験を持つ職員がいないことから、国による財政支援があっても、人手が足りず、復旧対応に時間がかかるなどの課題が以前よりありました。

これを受け国が主導となり、地震、津波、風水害等の予想できない災害が発生し、加盟する自治体の管理する土木施設。例えば、河川、道路、砂防が被災した場合、被害の早期復旧と市民の暮らしや経済活動の早期再生のため、加盟する自治体で基金を積み立て、災害時にはこの基金を基に復旧に資する予算と支援する技術者の確保を速やかに行えるよう、加盟する自治体が相互に支援することを目的とした非営利型の一般財団法人として、近畿市町村災害復旧支援相互支援機構が設立の提案ということに至っております。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ご説明ありがとうございます。

こういった全国的な中の初の取り組みということで、これに本市が最初に手をつけて設立に供与するということは非常に誉れ高いことかなと思っております。

今後こういった取り組み、各市町村に広げていただいて、横断的で柔軟な支援の仕組みづくりをどんどん進めてほしいということで要望としておきます。

以上です。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、同じく15ページ、2点確認させていただきます。

まず、市営住宅等管理業務委託料。この増額になった経緯と中身についてお聞かせください。

続きまして、先ほど塚本委員からも質問がありました近畿市町村災害復旧相互支援機構出損金のところで、今の説明のとおり人材不足。災害時の人材不足。特に技術系をしっかりと確保していくのだというところで、ここについては高く評価をするところです。

それを踏まえて今後の展開についてどのように進めていかれるのか。まだ、これからつくられるということをお聞きしておりますけれども、その展開について確認をさせていただきたいと思います。

以上、二点です。

○野口博委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 それでは、松本委員からのご質問にお答えいたします。

今回、市営住宅等管理業務委託料で、142万円増額させていただいておりますけれども、この増額の内容についてでございます。

市営住宅の入居に伴う家賃算定等事務につきましては、現在、システムを導入させていただいておりますので、このたび税制改正がございまして、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し等がございました。

家賃算定の根拠となる所得計算等につきまして、システムに反映させる必要がございますので、今回システム改修費用として補正予算を上程させていただくものでございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、松本委員の今後の展開ということについて、ご答弁を申し上げます。

まず、今回の機構設立に当たっては、二府四県、ここにあります市町村。ここに重きを置きまして、参加を募っていく予定となっております。

最新の情報であります。現時点では、二府四県で本市も含めまして、22の団体が参加の意向を示しておられますので、まず、この団体から始めていきまして、今後、啓発、勧誘活動を進めていきながら、二府四県の中で参加団体をさらに広げていくことを考えていると国のほうから聞いております。

以上です。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、二回目の確認をいたします。

まず、市営住宅等につきましては、システム改修の費用ということで理解をいたしました。

続きまして、近畿市町村災害復旧相互支援の話ですけれども、こちらはやはり大阪北部地震でも、本市でも、やはり人材不足というところが露呈をいたしました。

そういった意味で規模の小さい市町村においては、この人材確保をいかにしているか。災害時、大災害時に対応しなければならないのかという点でこの取り組みというのは評価をすると同時に、摂津市が主体的にこれに参加されたということで、同じ規模の他市にしっかりとメリットも共有して、広めていくということもぜひ、森山市長にリーダーシップを発揮していただければと思います。要望させていただきます。

以上です。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、私も補正予算書14、15ページの近畿市町村災害復旧相互支援機構のことについて少し確認しておきたいと思うんですけども、三年前になりますか。大阪北部地震、その後の9月に台風21号もありまして、摂津市内でも甚大な被害が起きて、市民のいろいろな苦境等への対応で職員の皆さんが本当に大変な思いをしながらも対応に当たられていた。その中で家屋の診断等をする上では他市の支援もいただきながらなんとか乗り切ってきたというような経過がありますので、そういう点では大規模災害について、地元の担当課や職員は市民の皆様の中に入って情報を収集したり、市民への対応に集中できるようにしていくという点で言えば、こういった設計であるとか、事務的な支援というのは非常に重要なことだなと改めて感じております。

その中でとはいえ、ではどれぐらいの災害までそういった支援が受けられるのか。当初手を挙げられているところの多くが山間部を擁している自治体が多いようです。

摂津市ももちろん水害への備えというのが非常に重要なまちではありますけれども、支援を受けられる災害の規模であるとか。災害の内容についての取り決めというのは既につくられているのかどうか。

それから、まだ設立がされていないという中で、そういった細かなルールづくりであるとか、それから、参加される自治体の中でどのように運営をしていくのかというようなものについてどのぐらい決まっているのか。その点をお聞かせいただきました

と思います。

以上です。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 安藤委員の答弁にお答えしたいと思います。

まず、災害規模でございますが、今、災害規模につきましては、規模として大・中・小というのはなかなか決めかねるところはありますが、現在のところでは、災害規模大小にかかわらず、今のところは対象になるとなっております。

摂津市におきましては、やはり山間部はございませんが、道路、橋梁、それに沿います水路といったものが対象になるというふうになっておりますので、非常にこの査定を受けるに当たって、派遣を受けるに当たっては有用なこういう内容になっていると思っております。

こういう災害査定ルールづくりですけども、このルールづくりにおきましては、今後、この機構を設立する中で、今定款という形で素案のほうはありますが、ここである程度の形はできておりますが、今後、設立される中でじっくり内容についてはさらに深めていくような内容になっていくようになると国のほうから聞いております。

あと運営につきましては、設立の中で、8月以降は理事者が決められまして、あと事務局、これにつきましては、国や府のOBも含めた方々と国のほうも今後の運営にあたってのアドバイザー的な立ち位置に立っていただけるということ聞いております。

こういった中で運営、主体は市町村になってきますが、そこに国のほうもサポートをいただいて、この機構をよりよいものにしていくというふうに進めていこうとい

うことで、国のほうは進めていっていただいておりますので、それを聞いて安心しておるところでございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 もう二点ほどお聞きしたいと思うのですが、一つは、この支援機構の主体といいますか。どこにいろいろな権限をもって、いろいろなルールをつくっていくのか。

それから、機構の運営について事務局は当然出てくるかと思うんですけれども、近畿の市町村が参加するものであれば、近畿のそれぞれ参加する自治体のいろいろな事情とか、しっかりと把握した上で国のほうからの一律なルールというよりは、地域の中できちんと自分たちにあったルールをつくっていく必要があるかと思うのですが、そういったときにどのようなところがイニシアチブをとっていくのか。非常に重要になってくると思うのですが、その点は現状どういうふうになっているのかをお聞かせいただきたいことと。

あと、各市町村からそれぞれ出資金が今回は50万円、今後、加盟されるところについても当初50万円ずつ拠出金を出し合って基金を積み立てながら、人の確保もしていくということとあります。

いずれかなり大きなお金が動いていくことになっているかと思えますけれども、その点のチェック機能等については、どのような仕組みになっているのかお聞かせをいただきたい。

二つと言ったんですけれども、もう一点だけ、こういった支援をしていただく地域の自治体の職員が市民に直接事情を聞いて、対応するというのを支援してもらおう点では非常にありがたいことだと思うんですが、一方で自治体独自でも、こういっ

た専門的な知識やノウハウを蓄積していく必要があると思うんです。

もちろん人口減少の中で人手が不足しているような状況はあるにせよ、しかし、地元自治体独自の災害の特徴であるとか、地域性の問題をよく把握した人間が災害に対しての査定の技術とか、ノウハウを誰も持たなくなってしまうことはよろしくないとは思うんですけれども、その点について市としてどうお考えなのか。この三点をお聞かせください。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、お答えいたします。

まず、今回の機構の運営主体となるのはどこなのかということでございますが、これにつきましては、先ほどもちらっとお話をさせていただきましたが、設立の中で市町村から選ばれた市長が理事となりまして、それプラス学識経験者の方も含まれた形で理事会といったものが設けられます。

さらに、その理事会で内容を諮るに当たって、また評議委員会。こういったものを経て、内容を決めていくこととなりますので、主体としましては、理事会のほうで内容は決められることとなっております。

査定につきましては、この機構の中でも監査のほうが置かれますので、その中で資金の運用だとか、こういったものはチェックされると。これにつきましても、今聞いておりますのは、学識経験者などの外部の方を入れてということになっておりますので、公平な目で見ていただけると聞いております。

最後の技術職員の教育。こういったことですが、確かに摂津市におきましても、我々、災害ということで復旧の設計とか行

ったことは事実ございません。

やはり今後、災害ということになれば、当然必要な業務として重要視していくこととありますが、今、災害もない中でどういった復旧の仕方をすればいいのかということは、教科書的なものはありますが、実際に起こったときにどういった流れでやっていかないといけないかということは全く未知の領域でございますので、今後、こういった災害が起こって支援を受けたときには、本来ならば、そのサポートに来ていただいた方について、いろいろ学んでいくというのが一番早いと思うんですが、まだそういったところが見えていないところもありますので、今後、大きな課題としてしっかりと見据えながら、業務に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 これから設立といろいろなルールが本決まりになっていって、台風シーズンから運用が始まるというふうにお聞きしております。

大災害が起きないことを祈るばかりではありますが、万一で起きた際の住民の命と健康であったり、いち早い復旧や復興をしていくためにも、自治体職員の皆さんの努力とあわせて、新しいこういった機構をいかに上手に運用していくのかというのが問われてくると思います。

その上で大事なことは、機構の運営の透明性。公平性というのが広く図られていくことだと思いますので、その点はその中身についてはきちんと公開をされるものなのか。議会のほうにも求めに応じて、きちんとした責任ある説明もしていただくということは要望しておきたいと思っております。

それから、技術の蓄積等については、大

きな大災害に対しての査定等というのはあまり経験のないことだと思います。私も技術的なことは分からないんですけれども、大阪北部地震の際に、堺市のほうから、損壊家屋の判定をする上で支援をいただいて大変助かったということだったと思いますけれども、そういった技術とか、ノウハウの蓄積、専門職員もきちんと市としても育てていくということは重要なことだと思うんです。人材が少ない中で大変なお仕事になるかと思っておりますけれども、その点も併せて要望しておきたいと思っております。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほど安藤委員のほうからいろいろ細かいことの質問がありましたので、私は角度を変えまして、同じく15ページの近畿市町村災害復旧総合支援機構のことですが、担当課の課長から事前にご説明を伺っている中で、前の近畿整備局長の顔が浮かんでくるんですけれども、ちょうど去年の6月議会の最中だったと思っておりますが、SOS避難メソッドというのが突然近畿建設協会で発表されまして、私もちょうど災害のことを一般質問の項目としていましたけれども、急遽それを取り入れてまた答えてもらったことがあったわけです。

これは議会の説明も何もなくポンと出されたのでびっくりしたという経緯がありますけれども、それがあって、その後実は、河川防災ステーションを誘致という話になってきまして、今回は、近畿市町村災害復旧相互支援機構の設立につながっていると私は思っています、これは三点セットで考えていくべきだなというふうに直感したわけですが、そういう意味では、前近畿整備局長が発案されたということでございますので、摂津市はやっぱり

心意気としては、これから作り上げていくものですから、そこに名のりを上げて、しっかりと設立に向けて努力していくというのは非常に重要な立場だなと思っています。

そういう意味で評価もしたいと思えますし、ぜひ、大きく期待をしたいと思えます。大きく育てていただきたいなというように思います。

その中で福渡副市長の立場が非常に重要だと私は思っているんですけども、いろいろもう既に思いも持たれてて、いろいろ構想もおありになると思いますが、ちょっとその辺の心意気とか、立場とか、いろいろなこととお話しいただきたいということでお願いします。

○野口博委員長 福渡副市長。

○福渡副市長 ご質問というか、いろいろなことというのはなかなか難しいんですけども、まず、この支援機構ですけども、おっしゃるとおりで事前の話、災害中、それから事後といううちの今回のこれはどちらかというところと事後でどういうふうにやっていくのかというところにフォーカスしているものになっています。

今までのご説明にあったように、実際に復旧作業をするとすると、設計はちゃんとしないといけない。大規模災害のときはどちらにしても、いろいろなところが被災しているところがあるので、早めに技術者をとらないと。とるだけですけどい時間がかかってしまうというのがあって、それをこの支援機構でみんながお金を集めて、基金を組んで早めに雇っておくと、それを優先して回してくれるというので、早く復旧ができるというところがすごく大きなメリットなのかなと思っています。

こういう動きはどちらにしても、いつ災

害が起こってもおかしくない状態ではありますので、いろいろなところにお話をしながら、広く大きくしていったって、いろいろな意味で対応ができるようになったらいいかなと思っています。

それから、摂津市の災害についてですけども、今鳥飼地域のグランドデザインということでご案内のとおり、淀川が破堤をしたらえらいことになるような場所ではありますけれども、その災害が起こったとしても、ちゃんと鳥飼地域が発展していくような形でのグランドデザインということで検討していきたいということで、本委員会のほうでもお話をさせていただいておりますし、それが少しずつ動いてきているところであります。

どちらにしても、こういうグランドデザインとかも含めて、一般の住民の方々の意見も非常に重要なところではございますので、そういうところも含めて、それから、議会も含めて皆さんのいろいろなご意見を聞きながらやっていきたいと思っておりますので、いろいろとご協力をよろしくお願いしたいと思えます。

以上です。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。

大変期待しておりますので、摂津市がイニシアチブをとるといいますか。しっかり議論にも参加をしていただいて、リーダーシップをとって、他市にもしっかり呼びかけながら育てていっていただきたいと思えますので、これも要望としておきたいと思えます。

以上です。

○野口博委員長 南野副委員長。

○南野直司委員 私もこの15ページの近畿市町村災害復旧相互支援機構の50

万円ということで、先ほどからいろいろご質問がありまして、一点だけ確認というか。お聞かせいただきたいんですけども、

例えば、災害が起こったときの事後ということで先ほどありましたけれども、摂津市は河川、あるいは、水路等がたくさん存在して、そういう橋梁とかの事後の設計を早く人材確保して早い普及につなげていくということで認識しました。

非常に摂津市にとっては大事なことだと思っています。こういう支援機構に参加していくということは大事だと思います。

例えば、避難所である公共施設とか、学校の体育館であったり、そういうところがちょっと傷んでしまったとか、災害で、そういうときの設計とかもあわせてされるのか。具体的に、河川とかそういう橋梁だけなのか、教えていただきたいと思います。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、南野副委員長のご質問にお答えいたします。

今回、この支援機構で対象となりますのは、土木施設というふうになっておりまして、最初に説明させていただきましたが、やはり道路、河川、それに関わる砂防施設ですので、我々摂津市におきましては、副委員長がおっしゃった道路、橋梁、水路こういったところが対象となっておりますので、建築物に関しては今回の支援の中では対象外となっておりますので、そこが申し訳ないところではあります。土木施設ということでよろしくお願ひしたいと思います。

○野口博委員長 南野副委員長。

○南野直司委員 分かりました。

ありがとうございます。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時27分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第41号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 議案第41号に関しまして、摂津市固定資産評価審査委員会条例の改正とあります。

これは固定資産の評価に対して申し立てを行うときに押印の廃止ということでお伺いしておりますけれども、時代の流れとして押印の廃止自体は賛成するものではございますが、年間どれぐらいの申し立てがあるのかというのを参考にお教えください。

○野口博委員長 菰原局次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、塚本委員からの審査、申し立てに関するご質問にお答えいたします。

固定資産の評価額に関する不服申立てにつきましては、基本的には毎年の納税通知書の交付を受けた日から3か月以内に審査の申し出ができることになっております。

固定資産の価格に対しての不服がある場合には、3年ごとに固定資産税は評価替えを行いますので、その際に審査申出が行い易い状況でございます。過去の実績を見ますと、直近でいけば平成27年に1件、土地に関して受付をしているような状況でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ご説明ありがとうございます。

ます。

私からは以上です。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 では、一点確認をさせていただきます。

まず、こちらについては、押印を削るところで二つ条例が出されております。

それを踏まえて、他に押印廃止するような条例があるのか。あるいは、それ以外で規則等については、逐次精査していくのか。その状況についてどのようなものかお聞かせください。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、私からただいまのご質問について答弁をさせていただきます。

ご質問にございましたとおり、条例案件としてはこの二つの条例ということになっておりますけれども、本年1月に庁内で行政手続の押印見直しの方針というのを総務課のほうで作成をいただいております。この見直しに該当するものというのが条例以外にも多数ございます。

現在、総務課と各課で所管する規則であったり、訓令、あるいは、要綱等、そのあたりの見直しというのを行っておりました。7月には見直しが行われるのではないかと、そういうスケジュールで進めているということでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 条例はこの二つ、それ以外の規則については精査をしているところで理解をいたしました。

塚本委員がおっしゃったように、押印の廃止というのは時代の流れかなと思っております。そういった中でより市民サービ

スの向上ができるような形で取り組んでいただければと思います。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございませんか。安藤委員。

○安藤薫委員 私は職員等のサービスの宣誓に関する条例の改正について確認の意味を込めて聞きたいと思います。

職員等のサービスの宣誓というのは、市職員として、採用されて、仕事を始めていく上で皆さんがされるものだというふうに理解しておるんですけども、改めてその宣誓の内容について確認でお答えいただけませんか。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、私からご質問に答弁させていただきます。

内容といいますのは、様式のほうは定めておりました。条例議案参考資料の6ページのほうに宣誓書ということで様式の文言も含めて示させていただいております。

ここにございますように、憲法を尊重して擁護することとか、地方自治の本旨を体すると、このような文言を入職される常勤職員、会計年度任用職員の方も含めて業務を始める前にはこの様式に基づいて宣誓をいただいて、その後に業務に就いていただいているとそういうような状況でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 参考資料のほうに短いんですけども、非常に大事な宣誓文書になっていると思います。何よりも日本国憲法の順守義務、それから、全体の奉仕者として、職務を誠実かつ公正に行っていくということを皆さんが誓われて市役所の職員としてお仕事をされていくということだと

思います。

この間、いろいろなことがありましたが、今後、改善であったり、見直しであったりということが進められていくと思いますので、改めてこういった宣誓文書をやっているんだということを再確認していただきたいということをお願いしておきたい。

それから、あわせて今回押印はなくなりますが、署名は残るということだと思います。これは押印がないということについては、事務手続上押印を廃止していくというような方針ということであって、それぞれの宣誓される方にとって意味は変わらない。より重要なものとして位置づけられるものだと認識していますけれども、その点だけ確認でお答えしてください。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、ご質問にお答えをいたします。

ご質問にございましたとおり、押印の部分につきましては、見直しを行うのですが、本市においては署名というのを残してございます。

国においては、この署名の部分についても見直しという方針でございますけれども、やはり私どもとしましては、職に就く、業務を行うに当たっては、この宣誓の中身というのを本人にきっちり確認をできる方法というか。そういうことをやっぱり手段として残すべきだというふうな判断をしております。この署名の部分というのは、今後も有効にといいますか、本人がきっちり自覚して、業務を行えるようにということで残したいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第40号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第43号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

塚本委員。

○塚本崇委員 議案第43号につきまして、第45集会所を廃止するというのですが、その第45集会所廃止後の取り扱いについてお教えてください。

○野口博委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 それでは、塚本委員からのご質問にお答えいたします。

第45集会所廃止後の跡地活用の内容のご質問でございますが、この建物につきましては、平成8年4月からの使用ということで25年が経過しておるわけでございますけれども、これまで丁寧な利用、管理のほうになされていることもございまして、今後も適切な維持管理に努めながら長期間の使用を考えて、老朽化するまでは有効に活用していきたいとは考えております。

ただ、廃止後ということで現在、庁内で有効な施設利用ができないものか検討をさせていただいております。

現在、具体的にはお答えできませんけれ

ども、例えば、子育て支援の観点であったり、まちづくりの観点、そのような観点から有効な施設利用ができないものか現在、検討しておるところでございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 今後の人口流動を考えると、特に、千里丘地区、三宅地区は人口の増加というのがある程度見込まれるところでもございますので、溝口課長から言っていたいただいた子育てといった視点での有効活用をぜひとも、お願いして要望としておきます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、質問させていただきます。

まず、改めて第45集会所を廃止するに至った経緯についてどのように至ったのか。その点をお聞かせください。

○野口博委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 それでは、松本委員からのご質問にお答えさせていただきます。

こちらの第45集会所につきましては、これまで三宅地区の自治会のほうで管理をしていただいておりますけれども、最近、地元の自治会長のほうから、管理業務の辞退の申し出を受けております。

庁内におきましても、そのことを受けまして議論をさせていただきまして、まだ建物自体は、先ほど申しましたように、新しいきれいな状態ではあるんですけども、地元のほうでの管理が今後負担であるというようなこともございましたので、集会所といたしましては、機能の廃止をさせていただきまして、先ほど塚本委員からのご質問にお答えさせていただきましたように、今後の有効活用について考えていきたいというような経緯でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 地元の要望ということで管理ができないというところでの集会所廃止ということは理解をいたしました。

その上で、以前、公共施設等総合管理計画をつくっていただきましたけれども、その点の整合性というものはどのようなのか。特にこの計画のほうはハードについて書かれているんですけども、ソフト的などころ、そういった要望があるというところで今回廃止をしたというところですけども、今その話もちちらについては特に廃止とかそういう話とか一切書いていないというところで、その点はどのように考えておられるのか。ちょっと考え方についてお聞かせいただければと。

○野口博委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 本年の3月に公共施設等総合管理計画の更新ということで、改訂版を出させていただいております。

おっしゃっていただいておりますように、この第45集会所で申しますと、平成8年に建てられまだまだ十分に使える施設ということでございます。

集会所全体でいいますと現在50か所の集会所がございます。主に人口急増期に当たる昭和40年代から昭和60年代にかけて多くの集会所が地元の要望に基づいて建てられてきたという経過がございますけれども、今後、老朽化していく中で更新の時期を迎えるということもございますので、なかなかそれをこれまでと同様に新しく建て替えるというような形は財政的な面も含めて難しいのではないかと考えております。

できるだけ長く使えるところは使っていくということで公共施設等総合管理計画の中でも、今後FMのスキームもござい

ますので、集会所によっては地域の事情等もあって、それぞれ状況は一つ一つ同じということではございませんけれども、例えば、地域の拠点となる学校施設であったり、公民館であったり、そういったところが今後、再編の時期もまいりますので、その部分とあわせて集会所を例えば、機能の集約化、複合化等も含めて今後考えていきたいと思っております。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 集約化を図っていくというところですが、今回、集会所についてFMでは廃止等については書かれていない。しかしながら、地域からそういった要望があったというところ。ぜひ、そこについては情報共有を図っていただきたいなど。

やはり施設の有効利用、資産の有効利用というのは、市民サービスの向上、あるいは、いわゆる財政に大きな影響を与えたいと思います。

公共施設等総合管理計画というのは、適正な管理と。そして、あわせて庁内の情報共有というところにも貢献するかと思います。それぞれ各所管課が有効にこういうことに活用していきたいんだと。ソフト面でのそういった地域のお声とかも、一定庁内でしっかりと情報共有をして、それについて効率的に効果的に使うにはどうやっていくのだろうというところは、公共施設管理を担当する所管課として、ぜひそこはリーダーシップを発揮してやっていただきたいなと思います。

最後に、今後このような事例というのは、まだそういう話があるのかどうか。第45集会所の廃止に続くような事例があるのか。その点を確認でお聞かせください。

○野口博委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 現在、今回の第45集会所のような形で地元のほうから管理の辞退を望まれているというような具体的なお声は、現在のところはお聞きしておりませんが、自治会の中で役員の方が高齢化されているといったご事情もほかの自治会でもあろうかと思っておりますので、具体的にそのようなお声があった場合には、当然集会所の有効活用がほかで可能なかどうかということも含めて、総合的に検討していく必要があるかなと思っております。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

最後もう一点、先ほど最後と言ったんですけども、もう一度確認の意味で、集会所を廃止されるということで、その管理自体は市がやるということでいいのか。その点を教えてください。

○野口博委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 今回は、この6月議会で上程させていただきまして、議決をいただきましたら、9月末まではこれまでの管理委員会のほうで管理をしていただきます。これはもちろん地元の方に対して、周知の期間も必要であると考えておりますので、10月1日から集会所機能は廃止させていただくということです。

ですので、他の活用の仕方ですが、先ほど申しましたような形でほかの観点からの利用の仕方については、市のほうで考えていくということでございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 お聞きします。

第45集会所の廃止ですが、先ほどのご答弁にありましたように、平成8年から運用が始まったということですから、耐用年数の22年は超過していますけれども、F

M計画の中でも50年ぐらいをめどに活用していこうというようなことで、しかも建物自体は新耐震基準になっておりますし、供給面の評価においても、利用すること、所有することという観点でも、いずれも継続というような判断をされておりますから、今回、地元から廃止を求める要望というのが出たとはいえ、今回のいきなりの廃止条例というのはちょっと唐突感を個人的には感じています。

その上でお聞きしておきます。

市立集会所市内50か所あるということですが、他市にない摂津市の大変強みとして有効に使われるべき社会資本であり、市の施設だと思えます。

自治会の加入率が下がっていく中で、地域のつながりとか、コミュニティをどう維持していくのかという点で地域に拠点があるということは、様々な今後の行政展開であるとか、可能性という点でいう基盤としては非常に重要な施設だと思うんです。

今回、廃止に至った経過でご説明がありましたように、管理は地域の自治会の方にお願いをされていて、そこが非常に困難になったということが一番に挙げておられますが、集会所はあくまでも摂津市の直営の施設ということで、あくまで管理をお願いしているということですから、管理をしている自治会が苦しくなったときに、じゃ別の管理の仕方集会所を存続しようというような考え方はなかったのか。ハードの面ではまだ継続というような判断をされているものとなっておりますので、その点廃止になったという点でいうと、地元の皆さんの管理が難しくなったという。ですから、返上しますというようなこと以外に廃止に至った議論。もう少しお話しをいただけたらと思います。

○野口博委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 先ほど私のほうで地元の管理が困難になってくるというようなご説明をさせていただきましたけれども、それ以外に、この第45集会所の近隣には、例えば、それ以降にコミュニティプラザであったり、いきいきプラザであったり、フォルテ摂津の会議室であったり、集会、コミュニティの場をつくるという観点でのそういう場づくりの場所ということのほかにも、半径500メートル圏内の中でそのような施設がそれ以降にできているというようなこともあって、代替的にそのような施設が現在も活用されてきておりまして、実際に第45集会所の利用は以前は当然そういった施設がなかった時代にはたくさん使われておったということではございますけれども、ここ数年は月に一、二回程度といったこともございます。

また、この第45集会所が要望された背景には、葬儀を集会所でというような地元からの強い要望もあったというふうには聞いております。それ以降、葬儀にかかる市の施設であったり、民間で昨今は家族葬が中心になされておるということで、低額な料金でご利用いただける民間の施設が近隣にもふえてきているといったような背景から、総合的に地元の方とも協議をさせていただきました。今回集会所の機能としては廃止をさせていただいたという経緯でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 設立当初はまだメモリアルホールがなかった頃で、地元の皆さんから市営葬儀ができる地域の集会所をという要望に基づいて、土地も1億数千万円で買収をした上で造られたというものです。

から、やはり地域の皆さんの思いの籠もった集会所で、その地域のほうから要望書を見せていただきましたら、地域のそのほかの施設がありますから、現状不要施設になっているというようなことで廃止の要望を出されているというような文言になっていました。

その点、地域の皆さんの思いは尊重すべきだなというのは思います。同時に、とはいえ、集会所の位置づけとしたら、条例の一番初めに出てきますけれども、市民の文化福祉の向上を図ることを目的としていると。資産活用課等で市として集会所をこれまでの使い方とは別に違った展開。先ほども子育てとかいろいろお話をさせていただきましたので、違った展開で活用していくというようなことも含めて検討をしていたいただきたいということを要望しておきたいと思えますし、今後、FMで集会所も様々な検討は始まっていくかと思いますが、施設の集約化の考え方もありますが、一方で集約化することによって、より小さな自治会、もしくは、自治会には加盟しないけれども、自治会とは別の地域コミュニティのグループ、形成しているグループが利用しづらくなるというようなこともきちんと考えていく必要があると思えますので、今後の集会所を含め、FMの検討であるとか、集約化であったり、複合化であったりとか、様々な選択肢がある中ですけれども、利用者の方の立場に立って検討いただきたい。

自治会はもちろん地域を代表する団体ではありますが、自治会とは別のコミュニティ団体の皆さんがどう活用できるのかという点からも、集会所の位置づけ、集会所を今後どのように活用していくのか。地域福祉の観点からも全庁的に議論していただくことを。これは要望として終わります。

す。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほど来たたくさんの方の質問がございしますが、私もこの第45集会所の経緯については、連合会長からいろいろずっと聞いていました。こういう要望を出しますというようなことがありまして、いよいよ出てきたかというふうに思うわけですけども、選挙管理委員会事務局のほうからも、これは投票所に使ってたから、投票所についても旧三宅小学校のほうに移転しますというような話も聞いておりますし、いよいよそういうふうになってくるんだなと。

先ほど跡地の使い方についても、今後しっかりと検討するというお話でした。

FMの観点から言いますと、この公共施設というのは、エリアごとに検討していくんだという考え方が示されていますけれども、そのときに私は建物だけではなくて、ちびっこ広場とか、この子どもの遊び場なんかも含めて全てをテーブルの上にあげて、そして、この地域ではどういうものが必要になっているのかということを検討すべきであるというふうに主張しているんですけども、それはそうはなっていないんだろうと思えますけれども。

先ほど塚本委員からもありましたけれども、新しい家が大分建ってきました。すぐこの集会所の近くでも8戸の新しい分譲住宅が建ちまして、全て、最後一戸だけ残っていますけれども、若い人たちが子どもをこれからつくられるだろうという方がこられていますし、また、JR千里丘駅のほうになりますけれども、90戸のマンションがいよいよもうすぐ完成をしますし、そういう意味では非常に小さい子どもがこれからふえるだろうと思えます。

これからも恐らく分譲住宅なんかもこの地域は建てれば売れる地域ということになっているようで、不動産屋も目の色を変えて土地を探しているというのが現状です。

そういう環境の中で恐らくまた保育所の問題であるとか。まず小さな子どもが遊ぶ場所がないという話から始まって、ここはちびっこ広場があったんですけども、返上してしまわれまして、その後に、たくさんの方譲住宅が建ちまして、今まであったのにちびっこ広場がないということが非常に要望として多く上がりました。そういう地域性とか、いろいろなものをよく勘案して、そして、エリアごとに必要な施設というのはぜひ検討していただきたいと思います。

これは外すんだという考え方ではなくて、全部をテーブルにのせて考えていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時57分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第38号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第41号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第43号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午前11時 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 野口 博

総務建設常任委員 藤浦 政彦